

第 6 号様式（随意契約）

随 意 契 約 に つ い て

公表年月日	令和 8 年 5 月 1 日
所属名	総務部財政課

1 契約業者名・住所	幸洋電設株式会社 千葉県南房総市富浦町青木 7 7 番地 5
2 工事の名称	南房総市役所本庁舎低圧幹線設備改修工事
3 工事箇所	南房総市富浦町青木 2 8 番地
4 種別	電気工事
5 工事期間	自 令和 8 年 3 月 2 6 日 至 令和 8 年 5 月 2 9 日
6 工事の概要	南房総市役所本庁舎の地下トレンチ内に敷設された低圧幹線設備の改修工事
7 随意契約の理由	<p>本業務は、南房総市役所本庁舎の地下トレンチ内に敷設された低圧幹線設備の改修工事である。</p> <p>昭和 5 5 年に建築されて以来、同設備は大規模な修繕が行われておらず、動力幹線の漏電を指摘されるなど老朽化が著しい状態にある。同設備が正常な機能を失った場合、停電等により業務に重大な支障が生じるおそれが認められることから、早急かつ的確な作業を求められる。</p> <p>また、本工事は、電気室内のキュービクルへの再接続を含むものであるため、不活線工事（停電作業）を予定しており、指定した停電日を厳守しつつ、迅速な作業の必要性が認められる。そのため、本契約については、特に現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある。</p> <p>以上のことから、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当でないと判断し、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号及び南房総市財務規則第 1 3 9 条第 1 項第 1 号により随意契約とするものである。</p>